

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

# 岐阜県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
み やま たく や

昭和二九年九月二日生

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠ったなどの判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

## 六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

### 裁判官としての心構え

最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを追求する姿勢で事件に取り組んでいます。

趣味など  
ここ三年くらいですが、山歩き（トレッキング）を、シーズンには月二回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、屋久島（縄文杉）・妙高山なども印象に残っています。  
三十年以上続いているものとして、チューリップ（毎年一〇〇個くらい植えます）、バラ（今の黒バラはパパメイアン）、嵯峨菊を定番としたプランターでの花栽培があります。二〇二一年は、余った種をプランターまわりの地面に撒きましたところ、朝顔が大群生しました。  
弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。

日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たつては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うします。

**最高裁判所において関与した主要な裁判**  
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

令和三年	同月	全国農業協同組合連合会経営管理委員
二六年	四月	事業再生研究機構代表理事
二七年	四月	日本弁護士連合会副会長
二八年	六月	第一東京弁護士会会长
三〇年	八月	株式会社三井住友銀行社外監査役
元年	六月	日本公認会計士協会品質管理審議会委員
三年	六月	住友生命保険相互会社社外取締役
		株式会社三井住友銀行社外取締役
		最高裁判所判事

				昭和五五年
			同 年	
平成	五七年	四月	三月	
一六年	六月			
一七年一〇月				
二〇年				
二一年一月				
二二年一月				
二三年一月				
七月				
第一東京弁護士会副会長				
東京大学法科大学院講師（倒産処理研究）				
株式会社ニフコ社外監査役				
弁護士登録（第一東京弁護士会）				
司法修習生（三四期、大阪で実務修習）				
立高松高等学校（バドミントン部）を卒業				
東京大学法学部卒業				
分寺中学校（軟式テニス部）を経て、香川県				
れ育ち、同町立国分寺南部小学校、同町立国				
香川県綾歌郡（現高松市）国分寺町という段々				
状の小さな田んぼが連なる山あいののどかなな				
地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ				

最高裁判所判事  
岡正晶 おかまさあき

昭和三一年二月二日生



最高裁判所判事  
うがかつや

昭和三〇年七月二二日生

裁判官としての心構え  
大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作業に従事してきました。これまでには、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していくたいと思います。

五 令和三年六月一五日 第三小法廷判決  
　刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報は、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象になるとした（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦同氏を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するという反対意見を述べた。

一 令和二年六月三〇日 第三小法廷判決  
ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領について定める部分は違法とした（全員一致）。

二 令和二年一月一八日 大法廷判決  
参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

三 令和二年一月二五日 大法廷判決  
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる（全員一致、補足意見付加）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定  
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反

同四年四月廿五日公文書監理科制限審査委員會  
同年一〇月三〇年七月三一年三月最高裁判所判事  
消費者廳消費者安全調查委員會委員長  
内閣府公文書管理委員會委員長

二八年二月	人事院交流審査会会长	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	I T 総合戦略本部パーソナルデータに関する 検討会座長	東アジア行政法学会理事	総務省代表自治紛争処理委員	三月	二三年三月
四月	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会长	東京都情報公開・個人情報保護審議会会长	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	二六年一月	二三年一月	二六年一月	二三年一月
同年同月	人事院交流審査会会长	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	二六年一月	二三年一月	二六年一月	二三年一月
二六年二月	人事院交流審査会会长	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	二六年一月	二三年一月	二六年一月	二三年一月
三月	人事院交流審査会会长	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	二六年一月	二三年一月	二六年一月	二三年一月
同年同月	人事院交流審査会会长	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	二六年一月	二三年一月	二六年一月	二三年一月
二六年三月	人事院交流審査会会长	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	二六年一月	二三年一月	二六年一月	二三年一月
二六年四月	人事院交流審査会会长	内閣府獨占禁止審査手続懇談会座長	内閣府獨占禁止審査手續懇談会座長	二六年一月	二三年一月	二六年一月	二三年一月

昭和五三年	同年	五年	六年	七年	八月	九月	昭和五三年
同一年	同年	五年	六年	七年	八月	九月	同年
一〇年	二年	三年	四年	五年	六月	七月	一〇年
四年	五月	六月	七月	八月	九月	十月	四年
東京大学公政策大学院教受を兼任	放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任	日本公法学会理事	ジヨーディタウン大学客員研究員	ハーバード大学客員研究員	カリフォルニア大学バークレー校客員研究員	東京大学法学部助教授	東京大学法学部卒業
東京都生れ、練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第一中学校を経て、東京教育大学（現・筑波大学）附属高等学校を卒業。							

最高裁判所判事  
さかい  
堺

昭和三十三年七月一七日  
とおる  
徹

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

# 岐阜県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
はやし  
林道晴  
みち  
はる

A black and white head-and-shoulders portrait of Dr. Linda Geng. She is a middle-aged woman with short, dark hair, wearing glasses, a light-colored collared shirt, and a dark blazer. The background is a plain, light color.

最高裁判所判事  
岡村和美  
おか むら かず み

A black and white portrait of Dr. Katsuji Yamada, a middle-aged man with glasses and a suit.

最高裁判所判事  
三浦 みうら 守

A black and white portrait of Tadashi Kanno, a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit, white shirt, and dark tie. To the right of his portrait, his name is written vertically in large, bold, black kanji characters: 草野耕一 (Kanno Kōichi). Below his name, smaller vertical text provides his title: 最高裁判所判事 (Judge of the Supreme Court) and his birth information: 昭和三〇年三月二二日生 (Born March 22, 1955).

**裁判官としての心構え**

令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四条二項等に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

三 令和二年一月二五日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定

（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決

違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

最高裁判所において関与した主要な裁判	令和 元年 三〇年 同 年	九月 一月 東京高裁判長官 最高裁首席調査官	最高裁判所判事 （部総括）	静岡地裁所長 同經理局長	八月 七月 三月 九月	二五年 二六年 二三年 二二年	三年 八年 八年 八年
--------------------	---------------------------	---------------------------------	------------------	-----------------	----------------------	--------------------------	----------------------

平成四年四月	昭和五五年四月	東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学 校を経て、東京大学法学部を卒業
判事任官	司法修習生	（現・厚生省）（出向）、札幌地裁に勤務
事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部	判事補任官	以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌
		家地裁に勤務

A black and white portrait of Justice Hiroshi Hayashi, a middle-aged man with dark hair, wearing a suit and tie. Below the portrait is his name in large, stylized kanji characters, followed by his family name and his courtesy name.

最高裁判所判事  
はやし みち はる  
林 道晴

昭和三二年八月三一日生

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。

価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にともない、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。

これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるとした（全員一致）。

四 令和三年二月一日 第二小法廷決定

電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許された（全員一致）。

五 令和三年二月二十四日 大法廷判決

市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するとした（多数意見）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反して無効であるとはいえないとして、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした（多数意見、補足意見付加）。

# 最高裁判所において関与した主要な裁判

## 一 令和二年一〇月二三日 第二小法廷判決

### 参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定 枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反

令和 元年一〇月	最高裁判所判事	検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長
二六年 二八年	七月 八月	法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察庁検事などを務める。
二六年 二八年	七月 八月	法務省人権擁護局長
二六年 二八年	七月 八月	消費者庁長官

東京都生まれ。荒川区立尾久宮前小学校・尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修了。課程修了。

A black and white portrait of Judge Okamura Kazumi, a woman with short dark hair and glasses, wearing a dark suit jacket over a light-colored blouse. The photo is set against a plain, light-colored background.

最高裁判所判事  
岡村和美

おか むら かずみ

昭和三二年一二月二二三日生

最大較差三・〇〇倍の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は違憲状態にあつたとする意見を付した。

四 令和三年二月二十四日 大法廷判決

市が管理する都市公園内に孔子等を祀つた施設を所有する法人に對し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法二〇条三項に違反するとした（多数意見）。

五 令和三年四月二六日 第二小法廷判決

集団予防接種等によつてB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは憲法二四条に違反するとの意見を付した。

# 最高裁判所において関与した主要な裁判

## 一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決

### 諫早湾における潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に対する国の請求異議について、前訴特の共同漁業権を有する請求人

昭和五七年	四月	兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。
平成二一年	七月	検事に任命。
二二三年	一二月	以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省刑事局刑事法制課長、法務省大臣官房審議官等を務める。
二二五年	一月	那覇地検検事正 その後、最高検檢事
二二七年	一二月	法務省矯正局長
二二九年	四月	最高檢監察指導部長 その後、同公判部長
三〇〇年	二月	札幌高檢檢事長 大阪高檢檢事長 最高裁判所判事

A black and white portrait of Judge Miura Saburō. He is a middle-aged man with short hair and glasses, wearing a dark suit, white shirt, and patterned tie. To his right, vertical text reads "最高裁判所判事" (Judge of the Supreme Court), "三浦 守" (Miura Saburō), and "昭和三一年一〇月二三日生" (Born January 10, 1956).

四 その他の主要な裁判  
参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

### 裁判官としての心構え

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に

た。〈求償権の被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社専従の従業員である場合、被請求者は支払われた賠償金の大半を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。なぜならば、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば同人に著しい不利益が生じるのに対し、多数の運転手を用いて運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発的財務事象としてこれに合理的に対応することが可能であり、さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は分散投資を行うことによって自らが負担するリスクを自己の選好に応じて調整することが可能だからである。〉

### 三 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）

業としてタトウーの施術を行うことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。

〈タトウーの施術が医行為にあたるという解釈をとればタトウーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な動機からタトウーの施術を求める者も少なくないことを考えると（公共空間におけるタトウーの露出の可否について議論を深める余地はあるとしても）タトウーの施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すよ

（漁業権に基づく）海と埠頭排水の開閉請求に対する請求異議を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要以下の内容の意見を述べた。（経済的利益を化体した権利（漁業権はこれにあたる）に基づく物権的請求権の行使は、①権利侵害を除去するためこ要する費用が除去することによつて回避

昭和五三年	三月	東京大学法学部卒業、四月司法修習生 中、県立千葉高を経て
五五年	四月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
六年		ハーバード大学修士（LL.M.）
平成一六年		西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村ときわ法律事務所」）代表パートナー
一九年		東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
二五年		慶應義塾大学大学院法務研究科教授
二六年		ハーバード大学法科大学院客員教授
三〇年		東京大学博士（法学）
三一年	二月	最高裁判所判事
<b>最高裁判所において関与した主要な裁判</b>		
一 令和元年九月一三日		第二小法廷判決

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

岐阜県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
わたなべえりこ  
昭和三十三年二月一七日生



最高裁判所判事  
やすなみりょうすけ  
昭和三二年四月一九日生



最高裁判所判事  
ながみねやすまさ  
昭和二九年四月一六日生

略歴

福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校（当時）を卒業

昭和五八年三月 司法修習生

平成六年六月 ワシントン州立大学ロースクール修了（LL.M.）

同年九月 海外法律事務所勤務

七年一〇月 弁護士登録取消

同年一月 公正取引委員会事務総局勤務

一六年四月 内閣府官民競争入札等監理委員会委員

令和元年一月 日本放送協会経営委員・監査委員

二年九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事

三年七月 最高裁判所判事

略歴

奈良県大和郡市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部卒業

昭和五二年三月 東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科）卒業

平成五年四月 課兼秘書課、神戸地裁で勤務

同月 判事任官

東京地裁、広島地裁、最高裁行政局、同広報

昭和五八年四月 課長、同人事局課長、東京地裁判事（部総括）、東京高裁事務局長等を務める。

平成二年八月 課長、東京高裁判事（部総括）

同年一月 静岡地裁所長

二八年二月 東京高裁判事（部総括）

三〇年一月 東京地裁所長（代理）

令和三年七月 大阪高裁長官

昭和五二年三月 最高裁判所判事

略歴

東京都保谷市（現・西東京市）生まれ。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校卒業

昭和五二年三月 東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科）卒業

平成四年七月 外務省人事官

同月 外務省人事官補

同月 外務省經濟局以降、アジア局、条約局、在米

昭和五五年七月 在サンフランシスコ総領事

同月 在インド大使館参事官、後に同公使、在英國大使館公使として勤務

平成二年八月 在サンフランシスコ総領事

同月 在サンフランシスコ総領事

昭和五六年七月 在サンフランシスコ総領事

同月 在サンフランシスコ総領事

昭和五七年七月 在サンフランシスコ総領事

昭和五八年七月 在サンフランシスコ総領事

昭和五九年七月 在サンフランシスコ総領事

岐阜県の明るい選挙推進イメージキャラクター

さるぽぽめいすいくん

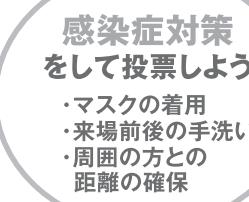
# 最高裁判所裁判官国民審査

国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。  
やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をしている方は、郵便による投票ができます。【投票用紙の請求期限】10月27日（水）必着

投票日10月31日（日）

岐阜県選挙管理委員会



感染症対策をして投票しよう  
・マスクの着用  
・来場前後の手洗い  
・周囲の方との距離の確保



18歳からの選挙